

清和荘デイサービスセンター 重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-52-5002 (8:30~17:30)
Fax 0276-52-5080
担当 センター長 : 高山 竜太

*ご不明な点やご相談など、お気軽にご連絡下さい。

2. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 明光会
事業者の所在地	〒370-0411 群馬県太田市亀岡町280
法人種別	社会福祉法人
代表者名	大澤 正明
電話番号	0276-52-5002
設立年月日	平成2年9月14日

3. 事業所

事業所の名称	清和荘デイサービスセンター	
事業所の所在地	〒370-0411 群馬県太田市亀岡町280	
管理者名	高山 竜太	
群馬県知事の 事業者指定	指定年月日	平成11年11月1日
	サービスの種類	指定通所介護
	介護保険事業者番号	群馬県 1072900119 号
電話番号	0276-52-5002	
FAX番号	0276-52-5080	
開所年月日	平成9年4月3日	
利用定員	45人	

4. 事業の目的と運営の方針

<事業の目的>

- ①ご家庭におられる要介護状態にある高齢者の方々を対象に、必要な日常生活のお世話及び機能訓練を行うことにより、心身機能の維持・向上、社会的孤独感の解消を図ります。
- ②介護者であるご家族様の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

<運営の方針>

- ①ご利用者様の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活が送れるよう援助します。
- ②ご利用者様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立ったサービスをご提供できるよう心掛けます。
- ③ご利用者様の日々の身体的、精神的な変化に注意し、健康で安全にお過ごし頂けるよう留意します。
- ④ご利用者様が家庭に戻ることを踏まえ、ご家族様及び関係従事者との連絡を密にし、些細なことでもご相談の上決定することに努めます。
- ⑤ご利用者様・ご家族様が気軽にご相談などできるよう、日頃より誠意ある、臨機応変な対応を念頭に置きます。

5. 職員体制

職員の職種	員数	区 分				職務内容	保有資格
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		○			従業者・業務の管理	介護福祉士
生活相談員	2	1	1			ご利用者様の調整・相談他	介護福祉士
看護職員	2		2			ご利用者様の健康管理 リハビリ指導	看護師 1名 准看護師 1名
介護職員	9	2	2	5		ご利用者様への 介護サービス提供	介護福祉士 8名
機能訓練指導員	2		2			機能回復訓練指導	看護師 1名 准看護師 1名

6. 営業日、営業時間

営業		1/1・1/2 を除く 午前8時30分～午後5時30分まで
サービス提供	月曜日～土曜日営業 (祝日も営業致します)	午前9時30分～午後4時30分まで (送迎時間をのぞく) ご相談により短縮、延長も可能です。 (基本、朝は8:00より帰りは17:30まで) ※送迎は定時のみ行い、延長の場合などは家族送迎でお願い致します。

7. サービス内容

	種 類	内 容
共通のサービス	生活相談	ご利用者様の生活全般に関する相談援助等を行います。
	機能訓練	日常動作などを通して、あるいは、看護師の指示を受けながら専門な機能回復の訓練を行います。
	介護サービス	自立を援助しながら必要な介護を行ないます。
	介護方法の指導	ご家族様等介護者に、ご家庭における介護の方法をお教えします。
	健康状態の確認	毎朝、体温・血圧・脈を測るとともに、常に体調の変化に留意します。
	口腔衛生管理	義歯使用の方には義歯洗浄を、歯の残っている方には歯磨きをお手伝いします。
	その他	ご利用者様お一人お一人に必要と思われるサービスをご相談の上行ないます。
選択のサービス	送迎	ご利用者様・介護者の事情により、ベッドまでの送迎も致します。順番により、毎回時刻が異なることもございますがご了承願います。
	入浴	ご利用者様の身体の状態等に合わせて、見守りや介助を行う一般浴と、車椅子のまま入れる機械浴とがご利用できます。また、体調不良等で入浴を中止し、清拭を必要とするときは、こちらの判断で変更させていただきます。
	食事	栄養士が毎日、栄養バランスの良い献立を作っております。季節を考慮し、誕生日や選択食など、行事食も充実しています。

8. サービス利用料金

各介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた額(介護保険負担割合証に応じた額)が自己負担額となります。

基本単位、加算(1割)

事業所規模:通常規模型事業所 太田市は地域区分として一単位の単価が10.14円となります。

一日あたり	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満	入浴介助 加算(Ⅰ)	サービス 提供体制 強化加算 (Ⅰ)	個別機能 訓練加算 (Ⅰ)イ
介護度	基本 単位数	基本 単位数	基本 単位数	基本 単位数	基本 単位数	基本 単位数			
要介護1	370 単位	388 単位	570 単位	584 単位	658 単位	669 単位	40 単位	22 単位	56 単位
要介護2	423 単位	444 単位	673 単位	689 単位	777 単位	791 単位			
要介護3	479 単位	502 単位	777 単位	796 単位	900 単位	915 単位			
要介護4	533 単位	560 単位	880 単位	901 単位	1023 単位	1041 単位			
要介護5	588 単位	617 単位	984 単位	1008 単位	1148 単位	1168 単位			

延長料金

9時間以上10時間未満	50 単位
10時間以上11時間未満	100 単位

減算

送迎減算(片道)	-47 単位
同一敷地減算	-94 単位

その他に、1ヶ月のご利用単位数の合計に介護職員等処遇改善加算Ⅰ(9.2%)が乗じ加算されます。

* 介護保険給付外の諸料金
ご利用者全員共通

食費	700円(おやつ代を含む)
----	---------------

サービス提供時間内での食事のキャンセル(食欲不振・体調不良等による)の際は料金を頂く場合があります。

各該当ご利用者

理髪代	1500円
行事・レク等実費負担	随時ご連絡します
おやつ	80円(昼食なしの場合)
おむつ	各自でご用意頂きます
バスタオル・あかすりタオル	各自でご用意頂きます
付添者(食費・施設利用費等)	700円

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更することもあります。その際には前もってご連絡致します。

* 料金の支払方法

原則として毎月の実績による金額を、一ヶ月分まとめて翌月に請求致します。

支払い方法	1. 群馬銀行の自動引き落とし(手数料はご利用者負担となります。) 2. 口座への振込(振込み手数料は差し引かず、御入金下さい。) 3. 現金(ご利用の際お持ち頂くか、窓口に届けて下さい。)
-------	---

連絡ファイルに添付の明細表に、サービス終了時、毎日(毎回)実際に行ったサービスをこちらで記載致しますので、必ずご確認をお願い致します。

万一、こちらの記載に誤りがあった場合(ご利用中止・入浴中止等)には、お早めにご連絡下さい。月を跨いだご申告には、受けられない場合もございますので、ご注意ください。

9. サービスの利用に関する留意事項

- ①施設、設備、敷地をその本来の用途にしたがってご利用して下さい。
- ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者様に自己負担により原状に復して頂くか、又は相当の代価をお支払い頂く場合がございます。
- ③当事業所の職員や他のご利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- ④喫煙は、事業所内の喫煙スペースのみで行って下さい。
- ⑤金銭、貴重品等の紛失には責任を負いかねる場合がございます。またお菓子等食料品は、ご本人様や他のご利用者様において事故となる可能性がありますので、お持ちにならないで下さい。
- ⑥当日の体調不良などによるご利用中止は、8:00～8:30の間にご連絡をお願い致します。
- ⑦健康上の理由による中止のご依頼
 - * 風邪や病気等、センターにてお過ごし頂くことが過度の負担になると看護師が判断した場合には、あらかじめサービスの提供をお断りすることがございます。
 - * 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、又ご利用中に体調が悪くなった場合、サービス内容の変更・ご利用中でもサービスの中止をすることがございます。その際には、ご家族様にご連絡の上、適切に対応致します。又、急を要する場合には、必要に応じて速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡を取る等必要な措置を講じます。

10. 緊急時、事故発生時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合には、事前の打ち合わせにより、主治医、親族、居宅介護支援事業所等へご連絡を致します。

また当事業所は、万全の体制で指定通所介護サービスの提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご利用者様のご家族様、関係市町村等にご連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大の防止などの必要な措置を講じます。又、ご利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、誠意を持って速やかに損害賠償を行ないます。

11. サービス内容に関する苦情の受付

①当事業所における苦情の受付

- 苦情受付窓口(担当者) センター長 高山 竜太・生活相談員 渡邊 紀香
 - 受付時間 月曜日～土曜日 8:30～17:30
 - 電話番号 0276-52-5002
- ※また、苦情受付ボックスを食堂に設置しております。

②その他

当事業所以外に、居宅介護支援事業所や、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

太田市役所 長寿あんしん課	電話	0276-47-1856
伊勢崎市役所	電話	0270-27-2743
大泉町役場 健康福祉部 高齢介護課	電話	0276-62-2121
群馬県国民健康保険団体連合会	電話	027-290-1323
大里広域市町村圏組合 介護保険課	電話	048-501-1330
熊谷介護保険事務所(熊谷市役所長寿いきがい課内)	電話	048-524-1402
埼玉県国民健康保険団体連合会	電話	048-824-2568
足利市役所 元気高齢課	電話	0284-20-2136
栃木県国民健康保険団体連合会	電話	028-643-2220